

**第 1 8 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 6 年 5 月 2 8 日

川薩地区法定合併協議会

第18回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成16年5月28日(金)

開催場所 ホテルグリーンヒル(樋脇町)

開 会 午後13時30分

閉 会 午後14時36分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮
	加 治 屋 秀 則	田 島 忠 志	吹 田 紘 男
	北 迫 茂	和 田 国 昭	古 里 貞 義
	山 元 温 治	田 原 八 郎	今 村 松 男
	里 永 十 藏	村 原 政 和	肥 後 耕 作
	川 畑 禮 二	塩 田 至	平 嶺 道 夫
	鷺 山 和 平	外 園 加 一	山 下 廣 江
	藏 元 欽 一 郎	中 能 重 行	長 濱 秀 徳
	大 良 影 夫	西 仙 可	石 原 弘 子
	町 弘 道	中 川 三 継	西 手 正 孝
	宮 和 勇	日笠山 直 宏	宮 野 イネ子
	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎	中 野 捷

橋野利邦

小村庄昌

田中永子

以上 50名

顧問 宮路克夫

川薩地区法定合併協議会委員欠席者

森園正堂

純浦勝志

平林徳子

以上 3名

専門部会長等 福留久根

桑原道男

平敏孝

岩下晃治

上戸健次

新武博

伊豫田輝雄

木原研一

本田憲證

岩下満志

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田中良二

事務局次長 川野眞司

津曲利郎

奥平幸己

事務局員 井手上和洋

古川英利

森園一春

園田克朗

中山信吾

草留隆

瀬戸口良一

中野進

橋口堅

田中道治

堀之内孝充

廣居忠喜

会次第

1.開 会

2.会長あいさつ

3.新委員委嘱状交付

4.事務局職員(併任)紹介

5.議事

(1)総務大臣からの同意回答について

(2)議案審議

議案第73号 川薩地区法定合併協議会平成16年度歳入歳出補正予算「第1回」

(案)について

(3)報告事項

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続きについて

テレビ会議システムの運用開始について

新市誕生シンポジウムの開催について

一部事務組合の協議状況について

事務の進捗状況について

6.その他

次回協議会の開催等について

薩摩川内市開設スケジュールについて

7.閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

まもなく会議を開会いたしますが、会議に入ります前に資料の確認をお願いします。

お手元の資料でございますが、資料1 協議会会次第、資料2 協議会資料の以上でございます。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードにさせていただきようお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、ただいまから第18回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

5月もいよいよ終わりになりまして、地方公共団体におきましては、出納閉鎖を5月31日に控えておりまして、何かと皆様方ご多用のことと存じます。今日は第18回目の川薩地区法定合併協議会を、当樋脇町の市比野グリーンヒルで開催させていただきましたところ、委員の皆様方には大変ご多用中にも関わりませず、ご出席をいただききまして、誠にありがとうございました。

ところで5月16日に新たに5町の枠組での合併協議会の設置を求める住民投票が行われたことにつきましては、ご案内のとおりでございますが、投票結果、皆様のご承知のとおり、新たな協議会は設置されないということで、決着を見たところでございます。入来町、祁答院町の皆様方におかれましては、いろんな準備から投票、開票まで、大変ご苦労であったと思う次第であります。

また、5月16日に同時に選挙が行われました、入来町の町議会議員の選挙におきましては、無投票で立候補されました方々が全員当選なさいましたこと、誠にめでたく存じます。中でも山本議長さん、加治屋副議長さんが、新たにまた議長として、副議長としてご就任なさいましたこと、併せて心からお喜びを申し上げる次第でございます。

ところで、5月23日に行われました、祁答院町長選挙におきましても、今村町長さんが立派な成績で再選を果たされました。誠にめでたく、心からここに出席の皆様方共々、お喜びを申し上げる次第でございます。今後、合併までの川薩地区の法定協議会のそれぞ

れの協議につきましても、これまで以上にご協力を賜りますよう、また、ご活躍下さいませよう、心から念ずる次第であります。

このように、川薩地区におきます、合併に向けた取り組みにつきましての9つの市町村の枠組が、住民の皆様のご意思に基づいて、あらためて決定され、また、理解をされ、再確認がされた結果となったところをごさいます、大変嬉しく思いますと同時に、また、住民の皆様方の期待に沿えるように、薩摩川内市発足に向けて、さらに連絡、協調を保ちながら、邁進していかねばならないと思う次第であります。

ご案内のとおり、川薩地区1市4町4村の廃置分合申請につきましては、去る4月28日に総務大臣から市制施行に異議がないと、当地域におきます新たな薩摩川内市の市制設置については、施行については異議がないという合意の文書をいただいたところですが、最終的に6月2日から開かれます県議会におきまして、最後の鹿児島県における廃置分合のいわゆる議案提出がなされ、そして6月18日には、もし可決をいただきますという、いよいよ総務大臣のほうに最終の届出をして、8月の20日前後には最終の告示がなされるのではなかろうかという最終の段階に入ってきたところをごさいます。

おそらく県議会におかれましても、今日までの1市4町4村の固い結束を評価していただきまして、ねじれ現象もない、いい意味の発足に向けての団結が整っておりますので、満場一致で県議会をパスするものと、大いに期待をいたしているところであります。

さて、全国的には、今国会で去る5月19日に、地域の自治区等に関する地方自治法の一部改正、また、現在の合併協議等を促進する、現合併特例法の改正、さらには合併を新たに促進するために新合併特例法が、それぞれ成立をいたしているところをごさいます。

川薩地区では、総務省マニュアルに基づきまして、手順が示されましたその手順によりまして、極めて順調に皆様方の理解を得ながら、共通認識を積み上げてまいったところをごさいます。

したがいまして、これらの合併関連法の趣旨、内容を十分踏まえて、これから誕生するであろう薩摩川内市発展のために、具体的な施策を残された期間、精一杯皆様方と検討し、取り組んでまいりたいと存じます。

また、国と地方の財源の問題に関しまして、改革を強く叫んでいるところをごさいます、政府におきましては、来る6月の上旬には、骨太方針第4弾の閣議決定がなされるということでございますが、歳出削減に係ります地方自治体に対します財源の手当という問題で、大いに関心を持っているところをごさいます。

しかしながら、生まれいずるであろう薩摩川内市としては、1市4町4村の持つ、人的、物的資源を最大限に活用することで、飛躍発展することが可能であると考えております。国の財源の手当はもとよりでございますけれども、皆さん方と創意工夫して、知恵を結集して、取り組んでまいりましたこの生まれいずる薩摩川内市、必ず地域住民の皆さん方が本当に合併してよかったと思われるような、そういう都市実現のために、皆様とともに最後の仕上げをしてまいりたいと考えているところでございます。

薩摩川内市誕生まであと137日となったところでございますが、今現在、事務局職員102名が一丸となりまして、皆様方のまたいろんなご質問、ご意見、あるいはまた、いろんなご苦情等を真摯に受けとめて、6,644項目に渡ります合併準備作業を進めているところでございます。102名の職員には、土曜日曜を割いて、そして遅くまで毎日頑張っているところでございますので、また、会員の皆様方から、絶大なるご支援、またご声援をいただければ、大変ありがたいと思う次第でございます。

事務局職員におきましては、くれぐれも体調管理に留意していただき、私どもの期待する合併準備作業が円滑に進められるように、お願いを申し上げる次第でございます。

終わりに、協議会の顧問として毎回ご出席をいただいております、県の川内総務事務所の宮路所長さんにおかれましては、いつもお世話になります。どうか本日も大所高所からご助言、ご指導を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

本日の会議は、いろいろ予算の補正の関係、あるいはまた、これまでの協議等に進めてまいりました、いろんな協議結果等につきまして、ご報告を申し上げることにいたしております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会のごあいさつといたします。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

続きまして、新委員の紹介と委嘱状の交付をさせていただきます。

5月25日付で入来町議会議長にご就任されました、山本佐敏委員でございます。

同じく5月25日付で議会議長が指名された、入来町議会副議長の加治屋秀則委員でございます。

それでは、ここで山本委員と加治屋委員に会長から委嘱状の交付をお願いいたします。

森卓朗会長

委嘱状、山本佐敏殿、入来町議会議長。川薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 16 年 5 月 25 日から川薩地区法定合併協議会解散日までとします。平成 16 年 5 月 25 日。川薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。よろしく願いいたします。おめでとうございます。

委嘱状、加治屋秀則殿、入来町議会副議長。川薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 16 年 5 月 25 日から川薩地区法定合併協議会解散日までとします。以下、同じであります。よろしく願いします。

司会者（川野真司事務局次長）

それでは、ただいま新委員となられました方を代表いたしまして、山本委員に一言ごあいさつをお願いいたします。

山本佐敏委員

皆さん、こんにちは。

私ども 16 日の日に住民投票並びに議員改選ということになりましたけれども、議員のほうは入来町政始まって以来、無投票という形で、こうしてここに参上したわけでございます。

また、ここに皆さん方と委員として再会することができましたことは、嬉しさもあり、また、責任の重さも感じているところであります。

加治屋委員共々、今後よろしく願い申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。よろしく願いします。

司会者（川野真司事務局次長）

ありがとうございました。

次に 5 月 23 日に行われました、祁答院町長選挙におかれまして、見事ご当選されました、今村松男委員でございます。ご紹介いたします。

なお、任期の関係によりまして、今村委員への委嘱状の交付は次回とさせていただきたいと思います。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。資料 2 の 5 ページをご覧ください。

5月1日付で川薩地区法定合併協議会の事務局併任職員といたしまして、新たに22名が森会長から辞令を交付されました。薩摩川内市開設へ向けて、事務体制を充実させまして、事務に従事いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで会議の成立について申し上げます。協議会規約第10条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は50名で半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

それでは、協議会規約第10条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

しばらく会の運営上、座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

では、まず傍聴者の皆様へお願いをいたします。お手元にお配りしてございます、傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

では、ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を言ってから発言をお願いいたします。

では、議事に入ります。早速、本日の議題に入りますが、ここで本日の議事内容全般に渡りまして、概略事務局のほうから説明をいたさせます。事務局長。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。本日の主な議事内容について、ご説明申し上げます。資料2の1ページをお願いいたします。

会次第の5が議事になっておりますが、(1)の総務大臣からの同意回答についてでございますけれども、4月28日付で総務大臣から県知事宛の薩摩川内市市制施行に關します同意書が送付されましたので、ご報告いたします。

(2)の議案審議でございますが、本日は1件でございます。議案第73号といたしまして、平成16年度予算の6月補正をご提案申し上げます。

(3)の報告事項でございますが、の合併に伴います住所変更に係る官公署の手続きについて、の新市誕生シンポジウム開催についてなど、5件についてお知らせいたします。

会次第の6は、その他事項でございますが、今後のスケジュールについて説明いたします。

以上が本日の議事内容でございます。

なお、法定協会議は本日を含めまして、あと5回となっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

では、まず最初に総務大臣からの同意回答についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の6ページをお願いいたします。

5の議事(1)総務大臣からの同意回答についてのご報告でございます。

まず6ページの左上から、経過についてあらためてご報告申し上げます。

本年2月19日に合併協定調印式を知事出席のもとに執り行いました。それから3月議会におきまして、1市4町4村、9市町村議会で廃置分合議案の議決、全て可決されました。4月5日、県知事に対しまして、9市町村長の連名で廃置分合の申請を行いました。4月19日に県知事が総務大臣への協議書の提出を行っております。

そして本日のご報告になります、4月28日、総務大臣からの回答が来ております。写しといたしましては、右の7ページになります。

今後の予定といたしまして、来週6月議会になりますけれども、県議会におきまして6月2日から6月18日の会期日程でございますが、6月2日に県議会に、薩摩川内市に係ります廃置分合議案が県議会に提案されるということで、このことにつきましては、県の合併推進室に確認済みでございます。

なお、会長のあいさつにございましたように、会期どおり行きますと、6月18日に廃置分合議案が議決、可決予定となっております。そして同月6月には、廃置分合につきまして県知事の決定が行われます。7月に県知事のほうで総務大臣への届け出。8月に総務大臣からの告示がありまして、法的な手続きが全て終了することになります。

そして予定どおり、本年10月12日、薩摩川内市の誕生となります。当然に合併期日の

変更等の必要はございません。

7ページにございますように、あらためてご報告申し上げますが、4月28日付で麻生総務大臣から須賀知事に対する回答書でございます。

廃置分合に伴う市制執行に係る協議について（回答）ということで、先ほど説明いたしましたように、4月19日に県知事が総務大臣に協議したことに対する回答でございます。下2行にございますように、現在の川薩9市町村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することについては、異議がありませんという内容でございます。

以上で報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま総務大臣からの同意回答についての説明をいたしました。何かこの件で、ご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございます。この項につきましては、これで終わらせていただきます。

続きまして議案審議でございますが、議案第73号、川薩地区法定合併協議会平成16年度歳入歳出補正予算「第1回」(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の8ページでございます。

(2)の議案審議でございます。議案第73号、平成16年度歳入歳出補正予算の案「第1回」6月補正につきまして、別紙のとおり定めようとするものでございます。9ページをお願いいたします。

上から4行目に、括弧書きでございますように、歳入歳出予算の補正ということで、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,100,000円を追加し、歳入歳出それぞれ71,100,000円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のとおりしようとするものでございます。

補正の理由といたしましては、本協議会の組織体制が、合併協議体制から「薩摩川内市」開設作業体制に移行したことに伴うものでございます。

具体的に言いますと、これまで各委員にお世話になりました、協定項目の話し合いの場から、具体的な合併準備に切り替わったことに伴うものでございまして、事務局職員を3月までの20名から、5月1日付、102名に増強したこと並びに事務の精査に伴いまして、6,644項目の開設作業について、分科会中心の作業方式から事務局集中作業方式へ変更したことに係る所要経費につきまして、6月補正をお願いしようとするものでございます。

歳入について、ご説明いたします。

歳入の左上にございますように、1款の負担金につきましては、補正前の額が59,989,000円でございますが、今回、4,502,000円の補正をお願いいたします。補正後の額といたしましては64,491,000円になります。説明といたしましては、9市町村、構成市町村の負担金をお願いしようとするものでございます。

2款の繰越金におきましては、補正前は10,000円の予算措置でございましたが、今回、6,598,000円を補正し、補正後の額といたしましては6,608,000円になります。これにつきましては、説明欄にございますように、前年度、平成15年度からの繰越金でございます。

歳入におきまして、補正前の額は60,000,000円、補正額が11,100,000円、補正後の額は71,100,000円となります。

一番下段のところに構成市町村負担金の算出を付してございますが、川内市から鹿島村まで、今回、6月補正に補正額の欄の金額を措置してもらおうようお願いしてございます。

開けていただきまして10ページでございます。歳出につきまして、主なものについてご説明申し上げます。

左上、1款の運営費の中で、2項の事務局費でございますが、節のところでご説明申し上げます。

旅費につきまして、今回補正額1,850,000円をお願いしておりますが、備考欄の説明にございますように、電算統合に係ります事務打合せの旅費の所要経費として1,850,000円お願いしております。具体的には、熊本にございます、九州総合通信局との事務協議、あるいは甑島へ出向きましての事務協議などでございます。

需用費につきましては、今回、6,015,000円をお願いしております。協議会の資料の用紙代等でございます。消耗品でございます。

それから使用料及び賃借料におきましては846,000円をお願いしておりますが、事務室のフローア賃借ということでございまして、3月まで川内市役所の5階を間借りしておりましたが、6階の広いフローアを賃借することになりましたので、所要の額を措置してお

ります。

運営費の計といたしましては、今回の補正額で 10,307,000 円をお願いしたいということでございます。

中段から下の左上ですが、2 款の事業費につきまして、1 項の広報広聴費でございますが、委託料におきまして 700,000 円を補正しております。文書サーバーの容量の増設に伴うものでございます。

2 項の準備事業費につきまして、2 目の市章募集検討事業費につきまして、報償費でございますが 93,000 円ということで、小委員会の報酬とアドバイザー謝金につきまして 93,000 円所要の調整を行いました。

この事業費の計につきましては 793,000 円の補正をお願いしようとするものでございます。

歳出合計でございますが、補正前が 60,000,000 円、今回補正が 11,100,000 円、補正後の額を 71,100,000 円としようとするものでございます。

少し口頭で説明いたしますけれども、今回の歳出増に対しまして、平成 15 年度からの繰越金の範囲内で対応できないか、事務局内でも検討いたしました。前のページの補正の理由に書かれていることに併せまして、専門部会、分科会の事務局を、3 月までは 1 市 4 町で分担していましたが、現在、10 専門部会と 27 分科会の全ての事務局を法定協の事務局で所管しております。事務量と作成する資料数が激増しております。

なお、合併協定 46 項目の合併協議に、委員の皆様には大変なご苦労をおかけしましたけれども、現在、事務局 102 名の集中処理方式で取り組んでおります合併準備も、それを上回るばかりのエネルギーを要しております。合併準備の協議自体の会議の時間も長くなりますし、資料もかなりの量になってまいりますので、今回の補正につきまして、ご理解をお願いしたいと思っております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

議案第 73 号につきまして、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。ありませんか。

特別にご質問もないようでございます。お諮りします。議案第 73 号、川薩地区法定合併協議会平成 16 年度歳入歳出補正予算「第 1 回」(案)につきましては、提案のとおり承認

することによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認決定されました。ありがとうございました。

では続きまして報告事項に入ります。まず 市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続きについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己事務局次長

それでは、1番目の市町村合併に伴います住所表示の変更に係る主な手続き一覧につきまして、ご説明を申し上げます。資料のほうは11ページで、横書きの資料になります。

これにつきましては、市町村名、字名が変更されることによりまして、住所変更の諸手続きが必要かどうかというようなことを整理したものでございます。

表紙の11ページのところにありますように、国の関係で20項目、県の関係で172項目、市役所の関係で108項目、その他の機関の関係8項目ということで、今から説明いたしますが、合計308項目掲載をさせていただきます。

中ほどの四角の中にありますように、このような住所変更が生じた場合に、手続きが必要な場合に対応するため、10月12日から住所表示変更証明書、無料になりますけれども、これを発行することとしております。これにつきましては、資料が飛びますけれども、48ページをお開き下さい。

48ページのところに、市町村合併に伴う住所表示変更証明書についてということで、記載しております。発行の取扱いにつきましては、次のとおりするということで、番から番まで整理してございます。

発行につきましては、新市施行日、10月12日からの発行といたします。

発行の対象者は、市町村合併によります市町村及び字の名称が変更されることに伴いまして、住所表示の変更手続きが必要な者ということにさせていただきます。

本人申請によりまして、発行することとしまして、手数料は無料といたします。

発行の取扱いということで、場所ですが、本庁、支所の市民課窓口、それと各出張所ということにいたします。

また、交付申請書につきましては、従来、住民票写・証明・閲覧等請求書、これは川内市の例でございますが、これが新市になりましたら、この様式が使用されるために、諸証

明の申請書ということで、これを使っていくことといたします。

その様式等につきましては、49 ページでございます。これが発行する証明書でございます。上の段が市町村の廃置分合ということで、市名が変更されることを表したものでございます。左側が新、右側は旧ということで示してございます。

また、下の段につきましては、町又は字の区域の変更ということで、それぞれ新旧比較して出しております。

また、印のところがございますが、あえて旧川内市の町又は字の変更はありませんということで、川内市の分は表示をしてございます。

また、下のほうに印が枠外にしております。最初の印ですが、今、表示しております市町村名、字名の正式な字体等につきましては、今後、発行までの間に調整をさせていただきますと思っています。

また、証明者が薩摩川内市長となっておりますが、新市長誕生までは、職務執行者で証明することといたします。

それではお手数ですが、また 11 ページのほうをお開けいただきたいと思います。

今から主なものにつきまして説明いたしますが、共通認識といたしまして、四角の中の印にありますように、事前に関係機関・担当の部・課等へお問い合わせをしていただきたいと思いますというのを前提としております。

また、原則ということで、法人及び組織名を変更する場合は、変更の手続きが必要となります。通常の場合でも、会社名等を変える場合は手続きが必要になりますので、そういうことをあえて抜き出しているところでございます。

また、枠外の印ですが、今回、資料として掲載してございます、市役所関係の分につきましては、担当の部・課が記載してございません。これにつきましては、組織及び事務分掌等が確定次第整理をさせていただきたいと思っております。

それでは内容につきまして、主なものをご紹介しますので、12 ページをお開き下さい。

ここからは国の関係を出してございます。先進例を参考に、各機関へ問い合わせを行いまして、回答を得て整理をしたものでございます。

この表の中ほどのところに、要・不要という欄がございますが、これにつきましては合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものでございます。

1 番目のところに郵便番号ということで出しておりますが、これにつきましては手続

きの方法等のところを見ていただきますと、郵便番号の変更はございません。ただし、最後のほう、3行目のところからですが、郵便番号簿に記載がない場合については、「895-0000」に統一されますということで、この表示の仕方につきましては、現在の川内市の表示の仕方と同じでございます。

ちなみに郵便番号簿に記載がない場合の現在の樋脇町の記載としては、「895-1200」という記載となっております。

次に13ページの4番、ここでは要・不要のところによつて入っております。これは合併時に手続きが必要だということでございます。中身を見ますと、住所表示変更後の正しい住所を記載して下さいということで書いてございます。

次に14ページ、一番左の番号の12番というところを見ていただきたいと思いますが、土地・建物の登記簿に所有者・抵当権者等、旧市町村の住所で登記されている方についてということで出しております。法務局の関係でございます。これにつきましても住所変更の手続きは必要ありませんということで、所有者等の住所は新市名に読み替えを行いますということでございます。

その下の旧市町村に本店を有する会社・法人及び代表者等役員の住所についてというのが、13番目にございますが、これにつきましても住所変更の手続きは必要ありませんということになっておりますが、下の3行のところを見ていただきますと、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村に本店を有する会社・法人の登記及び謄本、証明書については、合併後は鹿児島地方法務局川内支局において取り扱いますということになっております。これまで宮之城出張所、上甑出張所、下甑出張所で取り扱っていたものが、川内支局に移るということになるようでございます。

次に15ページの17番、18番でございますが、住所変更の手続きは必要ありませんということで、公共職業安定所の関係でございます。入来町、祁答院町の管轄は従来どおり、宮之城公共職業安定所になりますということで、17、18のところには記載をしてございません。

次に16ページをお開き下さい。ここからが県の関係でございます。

県の関係につきましても、先進例を参考に、県庁の市町村合併推進室を通じまして、とりまとめいただいたものでございます。推進室及び県庁の各課には、大変お世話になりました。

基本的に要・不要の欄を見ていただきますと、要というのを最初、2、3、4のところ

に書いてございますが、法人関係につきましては、変更の手続きが必要であるというふうになっております。

17 ページ、18 番のところをご覧いただきたいと思います。旅券ということで、パスポートでございます。住所変更の手続きの必要はありませんということで表示をしてございます。

次に 21 ページをお開き下さい。

21 ページ、中ほどの 53 番のところ、療育手帳というのがございます。これにつきましても住所変更の手続きは必要ありませんということで、変更を希望される方は、合併後に手続きを行って下さいというような表示をしてございます。

それから 29 ページ、一番上の 119 番を見ていただきたいと思います。

漁業の許可というのが出ております。住所変更の手続きは必要ありませんということで、漁業許可更新時に住所の変更を行います。なお、更新時までに変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができますという表示になっております。

続きまして 34 ページ、県の関係、一番最後ですが、172 番を見ていただきたいと思えます。

自動車運転免許証でございます。ここの表示では、要・不要の欄が要ということで、手続きの方法等のところも、免許証の本籍、住所の変更が必要ですよというふうに表示されておりますが、そのあと、なお書きのところから、アンダーラインを引いてございますけれども、なお、免許証の更新時に併せて行うこともできますということで、読み替えますと、合併時には不要で、免許証の更新時に併せて行えばよいということになります。

次に 35 ページ、市役所関係でございます。

市役所関係につきましても、先進例を参考に、事務局の担当グループと専門部会、分科会で取りまとめを行っております。

1 番目のところに、原動機付き自転車等の交付証明書のことが書いてございますが、ナンバープレート等のことでございます。標識（ナンバープレート）の交換及び標識交付証明書の住所変更の手続きは、必要ありませんとしております。ただし、新しいナンバープレートと交換を希望される方は、既に交付されているナンバープレートを持参して下さいというふうにしております。

また、37 ページをお開き下さい。

21 番目のところに、祁答院町バス導入対策事業の無料乗車券というのが入っております。

これにつきましても、住所変更の手続きは必要ありませんということで、更新時に住所表示の変更をしますというふうにしております。更新時には、手数料が500円必要ということで、これまでと変わらないということでございます。

それから38ページ、一番下の段です。39番目を見ていただきますと、建築確認申請等というのがございます。これにつきましては、住所変更の手続きが必要ということで、地名・地番変更届を提出しないと、完了検査が受けられませんというふうになっております。

次に40ページをお開き下さい。

まず50番目、一番上でございます。印鑑登録証でございます。住所変更の手続きは必要ありませんということで、合併後、旧市町村発行の登録証をお持ちの方は、随時新登録証と交換しますというふうにしております。ただし、登録証を紛失された方は、再登録の手続きが必要ということで、この場合は通常の紛失と同じですので、有料ということになります。

51、52、住民票と戸籍ですが、住所変更及び本籍地の変更の手続きは必要ありませんということでございます。

41ページの下から3行目、65番、健康手帳というのがございますが、これにつきましても住所変更の手続きは必要ありませんということで、ご自分で手帳の住所欄を書き換えて下さいというふうにしております。

次に42ページ、中ほど、72番のところでございます。国民健康保険被保険者証でございますが、住所変更の手続きは必要ありませんということで、新しい被保険者証を平成17年3月に郵送しますというふうにしております。

また、73番目の国民健康保険高齢受給者証でございますが、住所変更の手続きは必要ありませんということで、新しい受給者証は次回更新時に郵送しますというふうにしております。

また、43ページが一番下、86番目でございます。施設訓練等支援費受給者証でございますが、住所変更の手続きは必要ありませんということで、合併後に新しい受給者証を交付しますというふうにしております。

46ページをお開き下さい。一番最後、108番目でございます。幼稚園・小中学校・高等学校でございます。公立の幼稚園・小中学校・高等学校への住所変更の届出は必要ありませんとしておりますが、公立以外の幼稚園・小中学校・高等学校については、直接お問い合わせ下さいというふうにしております。

また、47 ページでございます。ここはその他の機関ということで、まず最初に N T T の関係でございます。電話に関するお届け住所ということで、住所変更の手続きは必要ありません。なお、電話番号の変更はありませんというふうになっております。

また、3 番目、電気使用者の住所でございます。九電の関係でございます。住所変更の手続きは必要ありませんというふうになっております。

また、5 番目から以下につきましては、預金通帳とかクレジットカード、生命保険証書等のことを掲載してございますが、各社とも対応が異なるということで、詳細につきましては各窓口へ確認をして下さいというふうにしております。

以上が関係機関、県庁のほうにもお世話になりまして、取りまとめたものでございます。

最初に申しましたように、事前に各機関、各担当部署へのお問い合わせをいただきたいというふうに考えております。

それと市役所関係につきましてはの問い合わせ先につきましては、組織、事務分掌が確定次第、整理することにいたしたいと思っております。以上で報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続きについて、説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご質問ございませんでしょうか。

これは住民の皆さん方には、どのようなふうにして広報、説明をしますか。

奥平幸己事務局次長

現在、出しております、この関係につきましては、協議会だより等を通じて出していきたいというふうに思っております。

今、市役所の関係の事務分掌とか組織の関係がはっきりしておりませんので、ここがはっきりしてから、7 月ぐらいの協議会だよりの中でというふうに思います。

森卓朗会長

お聞きのとおりであります。相当これは、ほとんど不要となっておりますけど、中には手続きをしないといけないというのもありますので、ここらあたりは、それぞれ市町村の広報誌等を使って、あらかじめ P R をしておかなければいけないし、もちろん合併協議会の

広報誌でも掲載をしていくということでもあります。

何かありませんか。

特別にないようでございますので、次の項目に入ります。

2番目のテレビ会議システムの運用開始についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

津曲利郎事務局次長

それではテレビ会議システムの運用開始について、ご報告をいたします。資料は50ページ、51ページでございます。

3月5日に構築をいたしました、川内市役所と各町村役場との間のテスト回線を利用いたしました、パソコンタイプでのテレビ会議システムを準備しておりましたが、5月11日に運用開始をいたしました。

森会長をはじめ、構成町村の首長さん方は、テレビ中継にて参加をいただきまして、運用開始式を5月11日に挙行いたしました。

会長さんから首長さん方に話しかけをしていただきまして、それぞれの首長さん方に一言ずつごあいさつをいただいた次第でございます。

なお、新聞、テレビ等でご存知とは思いますが、当日はたくさんのマスコミの関係者に取材をいただきました。特に全国ネットで配信をしております、共同通信の記事を51ページに掲載をいたしました。この中でアンダーラインを引いてございますけど、総務省の市町村課から、離島地域の交通の不便さをカバーするネットワーク化を先取りしているというようなことで、高評価を得ております。

また、右下の写真でございますが、この写真は会長さんから運用開始の宣言をしていただきまして、テレビ画面上の開始のポイントを指で触っていただいて、画面が展開する瞬間でございます。

また、左上の写真は、会長よりテレビ画面を見ながら、各首長さん方へ話しかけをしていただいている時の写真でございます。

最後に事務局の2つのグループにおきまして、このテレビ会議システムを使いまして、会議を2回ほどやっております。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ただいまテレビ会議システムの運用開始についての説明をいたしました。何かこの件でご質問ございませんでしょうか。

できればこの各支所になります所にも、議会の本会議があります時は、旧議場の所にこの大型のスクリーンを設置して、そして見ていただけるように、また、近い将来、光ファイバーによりますイントラネットのシステムが出来上がってまいりますので、各地域のコミュニティセンター、あるいは学校等でも、その会議の状況等が見られるようなシステムにしていきたいということで、今、一生懸命事務局でも取り組んでいるところであります。

補足説明はありませんか。

これによりまして、情報の共有化はもとより、いろんな会議が、出席ができない時にも、このシステムを通じて話し合いをしながら、会議そのものが実現できるという、実施できるということもできます。また、旅費の節減とか、事務費の節約とか、そういうこともできるのではないかと、このように思っております。今後、システムの内容充実を図って、より地域との連携が深められるようにしていきたいと思っておりますので、何かありましたら、またご質問いただきたいと思います。

ではとりあえず3番目の新市誕生シンポジウムの開催についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利企画産業建設班長

企画産業建設班でございます。資料の52ページをお願いいたします。

新市誕生シンポジウムの開催についてということで、10月12日の「薩摩川内市誕生」に向けまして、新たなまちづくりの情報の発信、あるいは「薩摩川内市」の行方を市内外、特に住民の方や各種団体の皆様方に自分の問題としてとらえていただき、新市への理解を深めていただくということで、シンポジウムを開催するものでございます。

開催日時は、8月8日曜日2時から、川内市の国際交流センターを予定しております。

そこにありますように、会次第の案といたしましては、基調講演とパネルディスカッション、コーディネーター1名とパネリストを3、4名、予定しているところでございます。

具体的な演題と講師については、現在調整中ではございますが、はっきりし次第、事前のお知らせを行いたいと考えているところでございます。

ただ、5番目のその他にございますように、聴講者は一般募集するほか、関係9つの団体のうち、公共的団体の代表者などへも依頼しまして、この類似の各種団体の代表者が一

同に会するようなきっかけにもしたいというふうなことで、内容を考えておりますので、今後、詳細を詰めていきたいと思えます。

以上、シンポジウムの開催についての報告でございます。

森卓朗会長

説明が終わりました。何かご意見ございませんでしょうか。

400名の席では狭くはないだろうか。1市4町4村から、みんな聞きに来られたら、400名ぐらいでいいかな。いいですね、400名の。なければ、700名、800名の純心女子大の講堂を借りるとか、なければまだ市民会館の1,200とか、いろいろあるのですが。まだ足りなければアリーナとか。

一応、国際交流センターということで、段取りを今いたしているようでございますので、できるだけ多くの住民の皆さん方が参加されるように、ひとつ努力をしてみたいと存じます。

何かご意見ございませんか。

特別にないということでございますので、この項目につきましても、これで終わりたいと存じます。

次に一部事務組合の協議状況についてを議題といたします。説明をお願いします。

奥平幸己事務局次長

それでは資料の53ページでございます。一部事務組合の協議状況につきまして、ご報告申し上げます。

4月に入りましてから、関係一部事務組合の基本的な事項、財産処分、職員の取扱いと併せまして、事務事業のすり合わせ等、これらにつきまして、協議スケジュールを踏まえながら協議をしていくということで、関係の法定協事務局、それから組合事務局と打合せを行い、協議を続けてきております。

4月の19日から5月の17日までの会議状況をそこに出してございます。

祁答院地区消防組合につきまして2回、薩摩郡東部衛生処理組合につきましては2回、川薩介護保険組合につきましても2回のそれぞれ協議をしております。

また、串木野樋脇の関係につきましては、串木野市来合併協議会事務局と組合事務局との打合せを1回開催しております。

この協議の中で、川薩地区のスケジュールが一番早いということで、川薩地区のスケジュールに沿った協議を進めるということで確認をしております。

また、それぞれ協議を進めてきておりますが、現在のところ課題となっていてくるのが、財産処分、それから負担金の取扱い等が課題になってきております。

今後、これらの協議を6月末までを目途に行いまして、一部事務組合の正式な手続きとしましては、総務省告示後の手続きということになりますため、9月議会での構成市町村の議決を目途に調整を進めたいというふうに考えております。

また、川薩地区管内のほかの一部事務組合につきましても、今週、来週中に打合せをしながら進めていきたいというふうに思っております。

また、記載はございませんが、県の町村会の関係等につきましては、5月の24日の日に打合せを終わっております。これにつきましても、協議を6月末、議決を9月議会を目途ということをお願いをしてきております。町村会関係につきましては、構成市町村がかなり多いということで、スケジュールをきちっと守りながら、連携を取って進めていきたいというふうに考えております。

以上で、一部事務組合の協議状況について、報告を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。一部事務組合の協議状況について、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

消防組合の関係とか、介護保険とか、何もご意見ございませんか。

特別にご質問もないようでございます。一部事務組合の協議状況については、極めて順調に協議がなされておりますので、また、その都度、ご報告を申し上げてまいりたいと存じます。

では次に事務の進捗状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

津曲利郎事務局次長

電算関係につきまして、ご報告を申し上げます。

まず最初に、ネットワークの構築の関係でございます。行政系のサーバーの機器の移設、それと甑4村の配線の変更及びパソコンの移設、電源設備の工事とサーバーの動作確認をやっております。それと先ほどご報告を申し上げましたが、テレビ会議システムを運用開

始いたしました。

2番目に、電算データの統合でございますが、これは業務によりましては、新市、新しい薩摩川内市の電算システムを使いまして、データの修正を開始している業務もございます。

続きまして3番目でございますけど、電算システムの統合でございますが、これは電算定例会というふうに表現をしておりますが、電算作業部会を含めまして、協議会の事務局とシステム統合関係のベンダーとの話し合いを、1週間に1回定期的にやっております。以上でございます。

奥平幸己事務局次長

それでは続きまして2段目のところ、共通項目のところでございますが、ここにつきましては、4月になりましてからのものを全て掲載しております。前回の法定協で報告以降につきましては、4月30日に公共的団体等の調整作業の開始ということで、公共的団体の調整作業マニュアル等を作成しまして、事務局職員を中心に、構成市町村の職員の協力をいただきながら、調整作業に入っております。

また、5月の10日からは、各種制度等の確定作業開始ということで、これまでの協議結果等をもとに、新市の各種事務事業、制度はどのようになるということの確定作業に入っております。一応、今月、5月末を目途に確定をしていきたいということにしております。

井手上和洋総務消防議会班長

続きまして総務消防議会班でございます。

4番目の5月18日には、市章募集ポスター・チラシを各市町村へ配布しております。本日、この市章募集チラシを委員の皆様方へお配りしております。委員の皆様のご応募と併せまして、募集のPRにつきましてもご協力をよろしくお願いいたします。

総務消防議会班の一番最後のところ書いてございますが、設置選挙関係、合併後50日以内に行うこととなっております設置選挙関係につきまして、開票等のことにつきまして、県の選挙管理委員会と現在、あと事務手続き等につきましても協議中でございます。

古川英利企画産業建設班長

企画産業建設班でございますが、5月13日にございますように、観光協会・特産品協会・

商工会・旅館組合の代表者の方々への統合の意向等の調査に着手してございます。

それから14日の欄にございますように、サイン、いわゆる関係市町村が所有しています誘導標識・説明看板等の現況調査を完了いたしまして、現在、取りまとめ中ではございますが、これらが600を超える数があるということが判明いたしました。今後、計画的な市町村名の改修と、計画的な整備について、検討を進めたいと思います。

それから土地開発公社につきましては、存続公社として現在の川内市の土地開発公社の定款変更が予定されておりましたけれども、17日の理事会でこれを承認されております。また、6月の議会等の対応が今後の予定となっております。

このほか、関係の専門部会、コミュニティ調整会議などを班のほうでは開催しているところでございます。

黒丸にございますように、協議会だよりを18日付で発行いたし、ホームページについては、ご覧のような内容の更新をしているところでございます。

森園一春市民福祉教育班長

続きまして市民福祉教育班でございます。

4月の26日でございますけれども、教育専門部会・分科会の合同会議を開催しまして、その後におきまして、市民福祉専門部会と分科会の開催を行っております。共通作業項目等の調整を行っております。

あと一番下に書いてございますけれども、生活保護業務移管の調整に着手をしております。以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

事務の進捗状況についてを、ただいまご報告申し上げます。何か皆様方からご質問、ご意見ございませんでしょうか。

特別にないようでございます。

ではその他に入ります。委員の皆様方から何かこの際ということで、ご意見、ご質問ございませんか。

なければ事務局のほうからお願いします。

井手上和洋総務消防議会班長

総務消防議会班の井手上でございます。資料の 55 ページをお願いいたします。

次回の協議会の開催等についてでございます。次回の協議会は平成 16 年 6 月 24 日木曜日、川内市で開催予定でございます。内容としましては、新市の組織・機構等の開設準備作業の状況の報告等でございます。

それから 56 ページをお願いいたします。

新市開設までのスケジュール表でございます。前回お示ししたものと、左側の項目につきましては同じでございますが、スケジュールにつきましては、一部変更させていただいたものもございますので、後ほどお目通しをお願いいたしたいと思っております。

続きまして 57 ページでございます。

合併に至りますまでの協議会等の開催日程でございます。日程の確保と会場等の確認方をお願いいたします。以上でございます。

森卓朗会長

その他、事務局からのご連絡等を含めましての説明でありましたが、何かございませんか。

以上で予定されました本日の協議事項等につきましては、全部議了いたしました。委員の皆様方のご協力によりまして、極めて円滑に進めることができました。ありがとうございました。

ご案内のとおり、大変な事務の作業でございます。先般、1 週間ぐらい前に、県下の 14 市の助役会議があったそうでございますが、いろいろ話を聞いてみますと、なかなか思うようにこの合併に伴います準備作業、これができていないと。できていないと言うよりも、何でこの川薩地区は 100 名も 102 名も職員を動員して、そんなに作業がたくさん出てくるのかと、この程度だそうでございますので、今、今日説明申し上げました電算 1 つにとりましても、大変な合併までのいろんな手続き、あるいはルール、あるいはその作業があるということ、また、住所変更等のあれだけでも大変な作業でございますが、いずれこの市町村も合併しますわけでございますから、こういう作業を進めていかなければならないけれども、まだそこまで行ってないというのが実態のようでございます。

そういう中で、私どものところのこの 102 名の事務局職員、先ほども申し上げましたとおり、前に前に一生懸命取り組んでやっております、それぞれの 1 市 4 町 4 村から出て

いただきました職員が、それぞれ素晴らしい能力を発揮してくれて、取り組んでいるところであります。間違いのないように事務作業を進めてまいりますので、今後とも引き続き、また、激励をしていただければ、大変ありがたいと存じます。

本日はこれで会議の全てを終わりたいと存じますが、座長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、以上をもちまして、第 18 回川薩地区法定合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する

川薩地区法定合併協議会会長